平成２６年（フ）第２１３号
埼玉県所沢市東狭山ケ丘３―724―２　ウッディハイツＢ棟212号室、住民票上の住所兵庫県加古川市加古川町中津22番地の４
債務者　田崎　聖裕
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第５８号
千葉県東金市南上宿13―２　フルハウスＮＯ１―201号、住民票上の住所千葉県東金市西福俵15番地１
債務者　岩瀬幸太郎
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第６７号
千葉県山武郡九十九里町作田5415番地
債務者　村井　洋子
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第１９号
新潟県南蒲原郡田上町大字田上丙1844番地22
債務者　渡邉　　稔
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２６年（フ）第４５号
静岡県富士市中野84番地の１　ガーデンヒルズ306号、前住所静岡県富士宮市山宮1027番地の10
債務者　佐野　年男
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第４６号
静岡県富士市中野84番地の１　ガーデンヒルズ306号、前住所静岡県富士宮市山宮1027番地の10
債務者　佐野　麻野
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第６５号
静岡県富士市大淵288番地の９
債務者　津本　泰典
1　決定年月日時　平成26年５月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第１３６号
大阪府泉佐野市日根野3462番地の12、申立時の住所大阪府河内長野市栄町29番22号
債務者　古谷奈津子（旧姓多井中）
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１８２号
大阪府河内長野市南花台３丁目３番19―602号
債務者　本田　貴子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２３６号
堺市南区竹城台１丁２番24―202号
債務者　甲佐　利子
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２７５号
堺市南区新檜尾台２丁２番３―319号
債務者　鈴木　茂雄
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２７９号
大阪府河内長野市高向1543番地の１
債務者　白石　正明
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２９０号
大阪府富田林市西板持町２丁目１番１―303号、前住所大阪府八尾市山城町１丁目２番８号　八尾セントラルハイツ803号
債務者　志村信男こと　金　　信男
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２９２号
堺市南区竹城台２丁１番10―102号、前住所大阪市東成区玉津１丁目１番25号　千寿マンション玉造40Ａ号
債務者　高瀬いずみ
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第３０８号
大阪府柏原市国分市場２丁目７番36―502号　フローラルマンション
債務者　藤好　聖子
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第３３０号
大阪府松原市上田３丁目６番20―909号
債務者　吉村　達雄
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第３３８号
堺市南区赤坂台３丁９番18―305号、前住所堺市南区鴨谷台３丁３番６―324号
債務者　大塚　　渉
1　決定年月日時　平成26年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係